

# 疑問 相談

## 所得税

### 暗号資産の譲渡により生じた所得の所得区分

# Q

日本の居住者である X は、令和元年 5 月 1 日に、ある暗号資産 A を 100 万円で取得しました。そして、その 1 年後に、当該暗号資産 A を 70 万円で譲渡しました。当該暗号資産 A の譲渡により生じた 30 万円の損失は、所得税法上、どの所得区分とされるのでしょうか。

# A

当該暗号資産 A の譲渡により生じた 30 万円の損失は、所得税法上、原則として譲渡所得に区分されると考えるのが合理的です。ただし、国税庁は、仮想通貨取引により生じた所得は、原則として雑所得に区分されると解釈していることに留意が必要です。

#### 【解 説】

#### 1 暗号資産を取り巻く環境の変化

暗号資産を巡っては、一時は次世代の決済インフラとも喧伝されましたが、流出事件が起きると一転して信頼性が疑問視されるなど、その市場価値のみならず社会的評価も乱高下しています。金融庁も、当初は法令上も仮想通貨と呼んでいましたが、強制通用力のある法定通貨との誤認防止を強化するといった観点から、「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更する旨の資金決済法の改正法案を、平成 31 年 3 月 15 日に国会に提出し、5 月 31 日に可決・成立、6 月 7 日に公布されています。

この改正法によれば、暗号資産とは、おおむね、次に掲げるものをいいます。

① 物品を購入し、若しくは借り受け、又

は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。②において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

② 不特定の者を相手方として①に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

#### 2 譲渡所得に区分する考え方

譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいいます（所法 33 ①）。ここに資産とは、一般に、経済的な価値があり、他人に移転可能なあらゆるものをいうと考えられます。例えば、古銭は資産に該当します。ただし、日本又は外国の法定通貨は、資産には該当しないと考えられています。また、ここに譲渡とは、一般に、資産を他人に移転させる行為すべてをいうと考えられます。

そうすると、譲渡所得を発生させる資産の譲渡の範囲は非常に広いと考えられますが、いくつかの例外が定められています。本件に関連する例外としては、棚卸資産の譲渡その他営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡による所得は、譲渡所得に含まれないものとされています(所法33②)。これは、事業又は事業に類似した方法で資産の譲渡がなされる場合の所得は、事業所得又は雑所得とされるためです。

以上を暗号資産の譲渡に当てはめると、暗号資産は、不特定の者との間で使用・売買・交換できる財産的価値ですので、経済的な価値があり、他人に移転可能なものといえます。また、暗号資産は、定義上、日本又は外国の法定通貨に該当しません。そして、その譲渡は、資産を他人に移転させる行為にほかなりません。したがって、暗号資産の譲渡による所得は、原則として、資産の譲渡による所得、すなわち譲渡所得に該当すると考えるのが合理的です。ただし、事業又は事業に類似した方法で暗号資産の譲渡がなされる場合の所得は、譲渡所得ではなく、事業所得又は雑所得に該当すると考えられます。

### 3 雑所得に区分する考え方

これに対し、国税庁は、仮想通貨取引により生じた所得は、その仮想通貨取引自体が事業と認められる場合と、その仮想通貨取引が事業所得等の基因となる行為に付随したものである場合を除き、雑所得に区分されると解釈しています。そのため、暗号資産の譲渡により生じた所得についても、

同様の考え方をとる可能性があります。

その理由は、必ずしも明らかではありませんが、暗号資産と外国の法定通貨との類似性に着目したためではないかと思われます。外貨取引により生じた為替差損益は、原則として雑所得に区分されるからです。

しかしながら、暗号資産は、強制通用力がないという点で、法定通貨とは根本的に異なります。また、その実態も法定通貨とはかけ離れたものであることが、一連の流出事件等を通じて明らかになったところです。そして、一口に暗号資産といっても、既にさまざまな形態のものがあり、今後も多種多様なものが生み出されていくでしょう。したがって、一律に強制通用力のある外貨に準じて取り扱うのは無理があり、むしろ多種多様な古銭に準じて取り扱うのが適切ではないかと思われます。

なお、令和元年度税制改正により、仮想通貨につき事業所得又は雑所得の計算上必要経費を算定する場合における譲渡原価の計算等に関する規定が設けられました(所法48の2)。もっとも、この規定は、建付け上、暗号資産の譲渡による所得を譲渡所得とすることを否定するものではないと考えられます。

納税者にとっては、一般に、譲渡所得のほうが、損益通算と長期譲渡所得の取扱いの点で雑所得よりも有利ですので、譲渡所得に区分したいと考える者も出てくるでしょう。ただし、上記のとおり、税務当局から否認されるリスクがある点に留意が必要です。

※ 本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。また、上記記載は掲載日現在有効な法令に基づくことに留意を要します。

《デロイト トーマツ税理士法人 タックスコントラバーシーチーム

ディレクター 弁護士 北村 豊》